

放置は危険!!

高圧ガスの使用済み容器を
放置しておくと、容器が腐食して
破裂などの危険性があります。

容器管理のお願い

- 保安講習会への参加。
- 通風のよい場所で貯蔵。
- 転倒・転落しないように。
- 直射日光をさける。
- 容器温度は40℃以下に保持。
- 容器の盗難防止。

容器はお貸ししています

- 容器は原則として販売業者の所有物です。
- 販売するのは中身のガスだけです。
- 容器の賃貸借契約を交わし、
保安責任を明確にしましょう。



長期間放置により腐食し、
破裂した窒素ガス容器

高圧ガス使用後の容器は、
販売店に速やかに返却しましょう。

一般社団法人
全国高圧ガス溶材組合連合会

販売事業所

高圧ガス消費事業所の皆様へ

高圧ガス容器管理のお願い

日頃のご愛顧ありがとうございます。

高圧ガスの容器管理につきまして一方ならぬご配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、常日頃よりご協力いただいておりますが、残念ながら未だに放置容器が絶えず、人身事故の発生及び犯罪への悪用も懸念されます。

高圧ガス保安法では、製造業者だけではなく販売業者、消費者も保安管理・容器管理の徹底が要求されています。

つきましては、保安・安全の確保をめざすため高圧ガスの適正な容器管理をお願い申し上げます。

【 高圧ガス消費事業者へのお願い 】

容器を放置しておくことは危険です。

1. 常に高圧ガス容器の受払いを管理しましょう。
2. 高圧ガス容器は所定の場所で良好な状態で管理しましょう。
3. 高圧ガスを取り扱う従業員に対して、社内外の保安講習会に参加させ、保安・安全意識を高めましょう。
4. 使用済み容器は、速やかにご返却ください。
5. 高圧ガスの販売に際しては、容器は原則として販売業者からの貸与となります。
6. 容器賃貸借契約書を取り交わし、容器の保安責任を明確にしましょう。

高圧ガス消費事業所の皆様におかれましても、高圧ガスの容器管理につきまして、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

主催：一般社団法人 全国高圧ガス溶材組合連合会

販売業者：